

1 諮問内容

(1) 諮問された日

令和4年12月22日

(2) 内 容

「西八千代地区の開発に伴う市立みどりが丘小学校の通学区域について」
市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る。

(3) 答申希望時期

令和5年3月

上記諮問に基づき、西八千代地区の小学校の通学区域について、令和4年12月22日、令和5年1月31日、3月1日に会議を開催した。

2 答申

緑が丘西1丁目6番地から17番地、緑が丘西2丁目（現在、市立西高津小学校の通学区域となっている緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅を含む）、及びみどりが丘小学校区の吉橋を、市立みどりが丘小学校（以下「みどりが丘小学校」という。）の通学区域から大和田新田1100-1付近に建設される学校（以下「分離新設校」という。）の通学区域に変更する。

※該当の住所・地番は、別紙1の斜線の区域

※分離新設校開校年度の4月1日から施行

(1) 変更に対する配慮

通学路上の必要な箇所への通学路の整備、スクールガード等の配置等、登下校の安全確保に努めること

(2) 就学指定校の選定

別紙2(5)エに記載の意見及び確認した事項を基に、次のア、イの理由からみどりが丘小学校区の緑が丘西1丁目6～17番地、緑が丘西2丁目、みどりが丘小学校区の吉橋について、分離新設校を就学指定校とする。

また、緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅（以下「新大型集合住宅」という）の就学指定校については、現在市立西高津小学校（以下「西高津小学校」という）となっているが、ウの理由から今回の分離新設校の設置に合わせて就学指定校を分離新設校に変更する。

ア 分離新設校への通学距離が通学区域設定の原則に基づいていること。

イ 分離新設校への通学路の大部分が広い歩道であること。

ウ 新大型集合住宅の児童の通学に係る負担等を少なくできること。

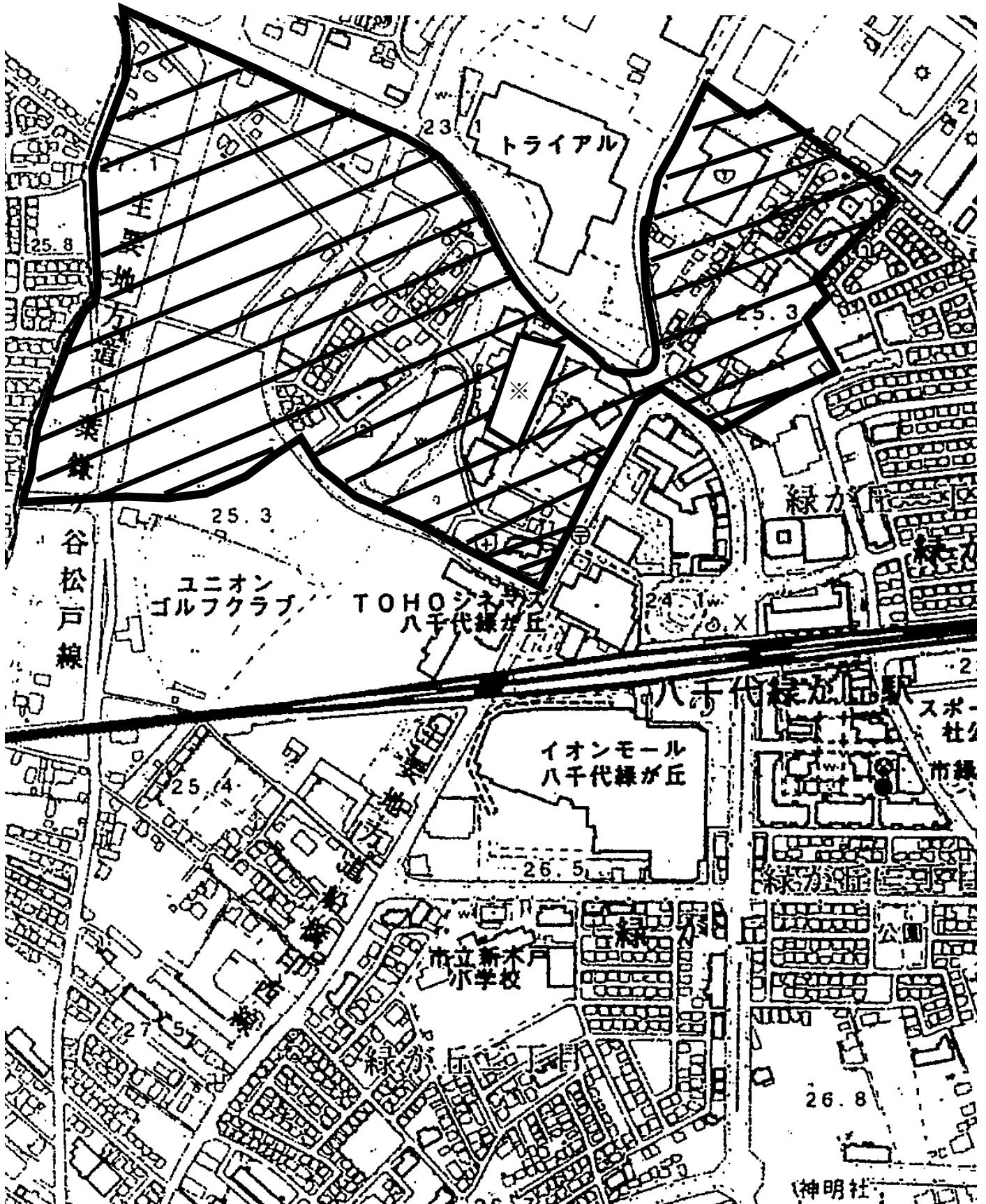
(3) 付 記

以下について、検討することを求める。

- ア 分離新設校は、みどりが丘小学校の大規模化への特別な対策として設置するものであることから、元に戻す時期や条件、又それに伴う通学区域の変更等を、事前に定めておくことについて検討すること
- イ 新大型集合住宅における、分離新設校が開校するまでの期間の通学区域の扱いについて検討すること
- ウ 分離新設校建設予定地付近の新木戸小学校区内における大和田新田の一部地域については、分離新設校の教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校を申請により選択ができることについて検討すること

3 審議経過

当審議会の審議経過は、別紙2のとおりである。



注：上図内の※印の部分は緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅

令和 4 年度 八千代市通学区域審議会の審議経過

(1) 現在の西八千代地区の状況

西八千代地区は、一戸建て住宅及び集合住宅の建設が進行中であることから、児童数は急増している。これを受け、教育委員会では、調査研究事業者の協力を得て、関係部局と連携し、令和 23 年度までの西八千代地区の児童生徒数の推計に取り掛かった。令和 4 年 2 月にまとめた推計業務報告書によると令和 8 年度にはみどりが丘小学校の学級数が、保有教室数を大きく上回る見込みである。この状況に対応するため、令和 4 年 4 月に副市長を長とした全庁横断的な組織である西八千代地区小中学校等対策検討委員会（以下「検討委員会」という）を立ち上げ、基本的な方針を定めることとした。そして同年 10 月、検討委員会において基本的な方針を定めた。大和田新田 1100-1 付近に小学校の校舎を建設する方針決定を受け、みどりが丘小学校の過大規模化を解消するため、同校の通学区域の一部を変更し適正化を図るため、本審議会に諮問されたものである。

(2) みどりが丘小学校の通学区域から変更する区域

分離新設校の設置により、生じる通学区域の変更については、地区内の児童の通学に係る負担ができる限り小さくなるようにすると検討委員会で方針が定められた。これを受け、みどりが丘小学校区のうち、分離新設校に近い南側の緑が丘西 1 丁目 6～17 番地、緑が丘西 2 丁目（新大型集合住宅を含まない）、みどりが丘小学校区の吉橋の 3 つの地区の通学区域を変更する案について審議を行った。

(3) 新大型集合住宅に居住する児童の就学指定校について

ア 現在の就学指定校を定めた経緯について

新大型集合住宅に居住する就学児童（以下「新児童」という）の就学指定校をみどりが丘小学校とした場合、みどりが丘小学校の保有教室数では収まらないことから、新児童の就学指定校を令和 3 年度八千代市通学区域審議会の答申を経て、西高津小学校とすることが定められた。

イ 就学指定校の変更について

令和 3 年度の八千代市通学区域審議会答申では、西八千代地区の児童数の推移を注視し、適宜、変更地域の就学指定校を検討することとされており、今回、就学指定校の西高津小学校よりも新大型集合住宅に近い場所に分離新設校が建設される方針が定められたことにより、新児童の通学に係る負担等を少なくするために就学指定校の変更をするものとして審議を行った。

(4) 分離新設校建設予定地の付近に居住している児童の通学の扱いについて

今回の通学区域変更はみどりが丘小学校の過大規模化を解消するために行われるものであるが、分離新設校建設予定地（大和田新田 1100-1）は、新木戸小学校区にあり、現在建設予定地区付近に居住している児童や保護者のことを考えると、より近い校舎に通学を希望する可能性もある。そのため、新設校舎建設予定地の大和田新田（新木戸小学校区の大和田新田の西側）に居住している児童については、申請をすれば分離新設校の保有教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校へ通学できるものとして審議を行った。

(5) 通学路の現地視察

1月31日に通学区域変更地区から分離新設校建設予定地までの通学路を実際に歩き、確認した。経路は次の通りである。

ア 緑が丘2丁目1番地1の交差点から主要地方道船橋印西線に沿って、緑が丘西1丁目4番地1の交差点までの歩道

イ 緑が丘西1丁目4番地1の大型集合住宅前を通り、緑が丘西1丁目6番地と緑が丘西2丁目の間を通り、緑が丘西1丁目11番地まで

ウ 緑が丘西1丁目13番地から隣接市との境界を通り、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線を東葉高速鉄道高架下まで進み、主要地方道船橋印西線へ抜ける路地を通り、主要地方道船橋印西線から分離新設校建設予定地まで

エ 分離新設校への通学路の検証

分離新設校の通学路について、意見及び確認した事項は以下のとおりである。

- (ア) 大部分が広く、歩きやすい安全な歩道がある。
- (イ) 通学距離は通学区域設定の原則の範囲内である。
- (ウ) 駅へ急ぐ自転車及び歩行者と接触する事故が心配である。
- (エ) 東葉高速鉄道高架下の交差点は交通量が多く、横断歩道及び歩行者用の信号機の設置が必要である。なお、信号機については歩車分離式信号機の設置が望ましい。
- (オ) 分離新設校建設予定地前の主要地方道船橋印西線の横断歩道に信号機の設置が必要である。